

伊丹市における中学校部活動の地域展開に関する

地域クラブ活動募集要項(登録地域クラブ、第4次)

令和 8 年7月

伊丹市教育委員会事務局

1 趣旨

伊丹市立中学校の全ての学校部活動は令和8年度3年生引退後に終了する。部活動終了後に、市内中学校施設を利用してスポーツ・文化芸術活動を実施する地域クラブ活動を行う団体(以下、「地域団体」という)を募集する。

2 目的

国のガイドライン¹を踏まえ、伊丹市教育委員会(以下、「市教委」という。)が多様な地域クラブを募集するにあたって、必要な事項を定めるもの。

3 背景

学校部活動は、生徒がスポーツや文化芸術に親しむ場を確保し、責任感・連帯感の涵養や、自主性の育成に寄与してきた。しかし、近年、子どもたちのニーズが多様化してきたことに加えて、少子化の進展や働き方の変化に伴い、学校部活動をめぐる様々な課題が顕在化している。一方で、スポーツ・文化芸術活動を行っている地域団体や NPO など各種の運営団体や実施主体においては、時代の変化に柔軟に対応しながら独自に工夫を凝らし、昨今では学校部活動に代わって子どもたちの多様なニーズに応える担い手としての役割を果たす動きも見られる。

このような状況を踏まえ、市教委では原則令和8年度中に平日・休日同時に学校部活動を地域クラブ活動に展開する方針を定め、中学生のスポーツ・文化芸術活動について、多様で持続可能な活動環境の整備を進めていくこととした。

¹ 部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて～(令和7年12月 文部科学省)

4 募集する地域団体について

本件に応募し、市教委の審査を経て登録した地域団体を「登録地域クラブ(以下、「地域クラブ」という)」とする。

地域クラブは別冊「伊丹市地域クラブ活動に係るガイドライン」にもとづき(7)に掲げる期間にわたって、中学校施設を使用することができる。使用する学校及び施設、曜日、時間帯および使用単位((3)に掲げるもの)については地域クラブの申し出にもとづき、市教委が指定する。

※ 別冊「伊丹市地域クラブ活動に係るガイドライン」をよく読むこと。

※ 今回募集するのは中学校施設を使用する地域クラブである。

(1) 活動内容

中学生が参加できるスポーツ・文化芸術活動の指導を定期的・継続的に実施していること。

ただし、今回募集する活動は以下のいずれかの条件に当てはまる活動とする。

ア 文化芸術活動

イ スポーツ活動のうち、次のいずれかを満たすもの

(ア)市教委が本市の生徒・保護者のニーズが高いと認める種目

- ① バドミントン
- ② 卓球
- ③ ダンス

※ 丸数字は、希望する活動場所が、複数の応募団体で競合した場合、登録を優先する種目の順番

(イ)週あたりの活動回数が2回以下である活動のうち、伊丹立中学校体育連盟の登録競技でないもの

ウ 特別な支援を要する生徒(特別支援学級・学校の生徒等)を主な対象とする活動

学校施設に負担をかけるもの、その他学校教育活動の妨げになるものについては実施不可。

※ 別表1「伊丹市 中学校施設・設備一覧」にて現在実施している学校部活動を掲載している。学校部活動が既に実施されている場所については、地域展開後も学校部活動と同水準の活動ができることを見込んでいるが、新たな種目を実施するために市教委が学校施設・設備を整備することはないので留意すること。

(2) 活動場所

伊丹市内の全中学校における体育館、武道場、校舎棟(音楽室及び多目的教室等)が使用可能。

※ 応募後、登録地域クラブ数が少ない中学校(天王寺川・松崎・荒牧・笹原中学校)へ活動場所の変更を依頼する場合がある。

※ 普通教室は使用不可。

※ 別表2「地域クラブ活動を募集する活動場所」を確認すること。

中学校の名称と所在地は、以下のとおり。

	中学校の名称	所在地
1.	東中学校	高台2丁目54番地
2.	西中学校	昆陽東4丁目2番5号
3.	南中学校	南町2丁目4番1号
4.	北中学校	清水4丁目3番1号
5.	天王寺川中学校	鴻池3丁目4番28号
6.	松崎中学校	山田2丁目1番1号
7.	荒牧中学校	荒牧5丁目2番18号
8.	笹原中学校	南野北2丁目7番4号

(3) 活動時間と施設の使用単位

平日は17時～19時の間、休日は9時から17時のうち3時間までとする。

原則、週当たり2日以上以上の休養日を設けること。(平日、休日それぞれ少なくとも1日以上。ただし、休日のみ活動する地域クラブはこの限りではない。)

学校施設の活動時間と使用単位は、以下のとおり。

	活動場所	活動時間		使用単位
1	グラウンド・体育館	平日	17～19時	片面単位
		休日	午前 9～13時	全面単位
			午後 13～17時	
2	その他施設	平日	17～19時	全室単位
		休日	午前 9～13時	全室単位
			午後 13～17時	

※ 当該時間帯については片付け、準備時間を含む。

※ グラウンドについては照明設備あり。(テニスコートは西中学校のみ)

(4) 定員

各地域団体で受け入れ可能な人数を設定する。

(5) 対象となる参加者

伊丹市立中学校の全生徒で活動を希望する者

(6) 会費

5,000 円を上限とし、各地域団体で設定する。

※ 会費の額を公表すること。

(7) 活動時期

令和8年10月1日(木)から令和9年3月31日

※ 開始時期は目安。種目により異なるため、決定次第地域クラブへ別途連絡する。

※ 活動開始には、選定結果通知後に案内する全ての研修の受講及び手続が完了している必要がある。未完了の場合は上記日程での活動はできない。

※ 年度を越えて活動することは可能。この場合は、別途案内する方法により、更新手続きを行うこと。

(8) 応募資格

次の(ア)～(ケ)に掲げる条件をすべて満たしている団体であること。

(ア) 参加者の半数以上が伊丹市立中学校に在籍している中学生であること。

(イ) 団体の代表者・指導者は18才以上(高校生は除く)であり、代表者・指導者を含む2名以上の人員を確保していること。

(ウ) 代表者(代表者に代わって指導や運営の責任者がいる場合は当該責任者)及び指導者に対して市教委が指定する研修を受講すること。

(エ) 参加する子どもたちの心身の健康管理、活動中や移動中の安全確保を徹底し、事故やトラブルの未然防止に努めること。

(オ) 全スタッフが、暴言、暴力、ハラスメント等がいかなる場合にも決して許されないものであるとの認識を持ち、これらの行為を決して行わないこと。

(カ) 全スタッフが、暴力団排除に関する条例(平成 24 年伊丹市条例第5号)第2条1号から3号までのいずれにも該当しない者であること。

(キ) 全スタッフが、学校教育法第9条の各号に該当しないこと。

(ク) 政治・宗教を目的とした団体でないこと。

(ケ) 上記のほか、「伊丹市地域クラブ活動に係るガイドライン」に則った活動・運営を行うこと。

5 応募方法

登録地域クラブ募集特設ページ(以下、「特設ページ」という。)内の申込フォームにて応募すること。

募集期間 令和8年7月27日(月)～令和8年8月14日(金)

※ 必要に応じて追加募集を行う。

6 質問受付と回答

本実施要項等関係書類に関し、不明な点がある場合は質問書(様式)を「11 問い合わせ先」記載しているメール先へ提出すること。なお、提出された質問への回答は、特設ページに掲載する。

- (1) 提出期限 令和8年7月31日(金)午後5時
- (2) 回答予定日 令和8年8月7日(金)

7 選定の方法等

(1) 選定方法

申込フォームによる入力内容をもとに、責任者へヒアリングを実施することで最終的な審査を行い、選定する。

※ 応募があった団体から順次、令和8年8月中にヒアリングを実施予定。

※ ヒアリング実施日時は、入力内容確認後、メールでお知らせします。

(2) 選定結果の通知

選定結果は全ての応募者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。選定結果に対する異議申し立てはできない。

なお、今回の募集で選定された団体は市のガイドラインにおける「登録地域クラブ」とする。

9 活動開始までのスケジュール

令和8年7月27日(月)	「地域クラブ」募集開始
7月31日(金)	応募者からの質問締切
8月7日(金)	市教委から質問への回答(特設ページに掲載)
8月14日(金)	応募の締切
8月中	選考(ヒアリング)
8月下旬	全ての応募者に選定結果を通知 地域クラブポータルサイトにて活動紹介の記事を作成 ※市教委から地域クラブへ、別途記事の作成依頼予定
9月上旬	地域クラブ一覧公表(市ホームページ等に掲載予定)
9月中	活動に向けての事前研修、各種手続き等 ※市教委から案内し、各地域クラブで受講、手続き等
10月以降	地域クラブ開始

※ 活動を開始する前に研修動画の視聴、研修の参加及び研修(動画含む)で案内する全ての手続きが必要、研修日程等については選定結果通知後に通知する。

10 その他

- (1) 特定の中学校施設において、同一種目の活動内容の提案が複数あった場合、応募内容に基づきヒアリングを行った上で、応募者が希望する場所と異なる活動場所を提示する場合があります。
- (2) 市教委は地域クラブ決定の公表や、今後の地域展開をより推進するために事務局が必要と認める場合には、提出書類等の内容を無償で利用できるものとする。
- (3) 地域クラブとして登録された場合でも、学校施設の利用について、利用を希望する学校と調整が不調に終わった場合、若しくは本市の市議会において必要な予算が認定されないために応募者が活動できない場合は、登録を取り消すことがある。この場合、応募者が経済的またはその他の損失を被ったとしても、市教委は補償しない。
- (4) 情報公開請求があった場合は、関係法令に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (5) 応募内容に虚偽の記載をした場合、応募を無効とする場合がある。

11 問い合わせ先

伊丹市教育委員会事務局 地域クラブ活動推進課

電話:072-784-8156 メール:ed-chiikiclub@city.itami.lg.jp